

	IX
9-	89
2-	

九月九日 大臣 滝沢 有長

相長

明九月十日をかまきりに教育委員の選挙告示も都道府県、五大市、

市町村と順次に行われようとしている。この際是非とも一言したいこ

とは、いわゆる教委の返上運動についてである。教委の設置は既に法

律で規定されていることがらであり、今は唯、何人も法律に従つて教

委の設置に協力すべきことは当然のことといわねばならない。ことに

世の師表たり、教育者である教員諸氏がかりそめにも返上運動などに

耳をかすようなことがあつてはならないことはいうまでもない。

教員諸氏は今こそ率先して遺憾の一大精神をもつて地方教委の設置に必

分の協力をされたい。もし諸氏にして万一現行法規に違反するような

態度を示すことがあるとするならば全体の奉仕者たる公務員の義務に

も違反するものといわざるを得ないであろう。

